

職業教育をめぐる各国の比較研究

- 「普通教育」と「職業教育」の適正な「相互接近」へ向けて -

Comparative study of vocational education in individual countries

- Towards the true mutual approaches of general and vocational education -

川合 宏之¹

¹流通科学大学商学部

Hiroyuki Kawai¹

¹Faculty of Commerce, University of Marketing and Distribution Sciences

3-1 Gakuen-Nishimachi, Nishi-ku, Kobe, Hyogo, Japan 651-2188

キーワード：職業教育，キャリア教育，普通教育，高大連携

Key words：Vocational education, Career education, General education,
Cooperation between high school and university

抄録

本論では、近年の議論をふまえ、日本における職業教育を再定義していくための視点として、まずは近代化以降の日本における職業教育の位置づけの変遷を辿り、さらに、北欧、西欧、さらに中国に代表されるアジア諸国の事例をもとに、今日の日本において「普通教育」と「職業教育」が差別化されてしまっている状況を改善することの重要性を指摘する。また、問題解決のための方策として、高校教育だけにとどまらず、高大連携などの視点をふまえた多様なキャリアパスの選択を可能とする制度設計の必要性を指摘する。

1. はじめに

2011（平成23）年3月刊行の文部科学時報「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（中央教育審議会答申）」⁽¹⁾の序章では、「我が国の産業構造や就業構造の変化」に着目され、第三次産業の拡大などの状況の変化にもとづき、学校教育と職業、人材育成についての抜本的な再検討が必要であると問題提起されている。関連して、2015（平成27）年3月に公表された「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」⁽²⁾では、若者のニーズの多様化、企業における人材育成機能の縮小といった状況のもと、高等教育段階における専門職業人養成の現状と限界が指摘されるとともに、社会人の学び直しという生涯学習の側面においても「機動的な枠組み・特徴」をもつ高等教育体系の創設が必要とされている。また、その具体的な改革案として、「専門職業大学」や「専門職大学」などの仮称の新たな高等教育機関の設置が検討されてい

るところである。こうした改革案は、近年の高大連携などといった関連する取り組みと相俟って、普通教育と専門教育という差別化そのものの正当性を問い直す気運へとつながっていくことが予想される。こうした議論にはすでに先行例があり、また、そのなかで重要な視座となるのは、佐々木輝雄の提示した「普通教育と職業教育の相互接近」⁽³⁾というキーワードである。ただし、本論において後述するように、このキーワードそのものが普通教育と職業教育の対応関係にねじれを内包しており、小黒恵⁽⁴⁾が指摘するように、「分野別の実証的議論」が欠如したまま、「普通教育と職業教育の相互接近」をめぐる議論が「繰り返されつつも実現してこなかった歴史を繰り返すにすぎない」とされているのが現在の状況である。

以上の問題と今後の展望をふまえて、本論では、日本と各国の職業教育のあり方を比較検討することを通じて、今後の国際社会および日本の地域社会における意義と課題を抽出する。また、そこから導きだされた課題を解決するための提案として、

高大連携などの視点を導入することにより、高校教育単体ではなく、多様なキャリアパスの選択を可能とするような制度設計の方向性などのアイデアを例示したい。

2. 現状分析

すでに、2015年3月、「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議による審議のまとめ」⁽⁵⁾として、アメリカ、イギリス、ドイツ、フィンランド、韓国的高等教育機関との比較検討が行われている。また、今後の職業教育の推進にむけた各学校種の設置基準についても検討されており、これまでの小、中、高、大（ならびに大学院）といった学校の区分とは異なる選択肢を準備するという可能性も模索されている。こうした取り組みは、しばしば受験競争のなかで平板化されてきた見方を改め、工業系・農業系・商業系の高校、専門学校からの大学進学、もしくは専門職の大学単位認定などの可能性をふくめて、多様な就学・就労のためのキャリアパスの選択を可能とすると評価できる。と同時にまた、その具現化にむけて、各国の先行する事例をふまえ、日本の制度設計にあわせ、あるいは日本の制度設計そのものを再考するなかで、より十全に機能する方策を整備しなくてはならない。

以下、これまでの職業教育の制度的な変遷を辿るとともに、各国の先行事例をふまえ、その意義と課題を導き出すことによって、日本における職業教育のあり方を再定義していくことを目指したい。そのために、まずは日本国内における職業教育を概観したい。今後の国内における資格・制度の整備を行うにあたっては、まずその問題点を認識した上で海外の事例を参照することが不可欠だからである。つづいて、北欧・西欧における職業教育における脱工業化時代の福祉国家、社会保障のあり方をふまえた職業教育の実践事例を紹介したい。さらに、経済的交流のなかで実習生を呼び込むことも多いアジア諸国の事例をもとに、今後の日本の職業教育のあり方について再検討していきたい。

なお、詳細については「3. 日本における職業教育」において後述するが、そもそも明治時代の近代化初期においては、日本に設置された大学はアカデミズムとしての学問的自由を守る場というよりも、官僚養成を目的とする帝国大学のほか、

各種専門学校を中心とする職業教育の傾向が比較的強かった。こうした傾向をもっていた近代化初期の学校体系が、やがて大学進学率の増大とともに普通教育の優勢と職業教育の冷遇という結果に至ったのはなぜなのか、近代日本の抱える構造的な問題として捉え直すことにしたい。さらに、そこから得られた視点をふまえ、中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」(平成26年12月22日)の提言⁽⁶⁾をふまえて、今後の職業教育のあり方について検討したい。

3. 日本における職業教育

ここからは、近代日本における職業教育のあり方を概観し、その構造的な問題点や課題を明らかにしていきたい。ここで注目していきたいのは、普通教育と職業教育とが制度的にも差別化され、やがて戦後の大学進学率の増加にとともに、普通科高校を志望する割合が著しく大きくなる一方で、工業、農業、商業系の専門教育がしだいに制度的にも冷遇されることになっていったこと背景である。

明治期に設立された各学校は、西洋の学問を教授する帝国大学をのぞいて、いまだ明確な制度に組み込まれてはいなかった。そのため、各学校それぞれの自由な発想による経営が行われていた。1882(明治15)年に東京専門学校として出発した早稲田大学の特色は「実用大学」とされ、政治経済学科を筆頭に、法律学科、理学科を開講し、日本語での講義を行うことによって学生の早成を期した(のちに帝大も追随)。また、同時期には専修学校(のちの専修大学)、明治法律学校(のちの明治大学)、東京法学校(のちの法政大学)、英吉利法律学校(のちの中央大学)が設立されており、五大法律学校と呼ばれた。もうひとつの例としては、哲学館として出発した東洋大学の事例がある。設立当初の哲学館には入学試験がなく、さまざまな年齢層の学生が集まり、また、今日という通信教育にあたる講義録の発行も行われていた。こうした取り組みのうちこそ、現在のわれわれが直前している学校教育のオルタナティブな可能性があるのではないだろうか。

以上のように、明治期における大学教育のあり方からは、いまだ高等教育というものが一様では

なく、各学校においてそれぞれの校風に基づいた柔軟な運用がなされていたということを読み取ることができる。近年の受験教育の延長上としての各大学の運営とは異なり、さまざまな年齢層の学生に門戸を開いた学校経営の可能性があったといえるだろう。しかしながら、1903年の専門学校令以後、旧制専門学校の影響とともに、立身出世というイデオロギーが介在することによって、やがて新制高等学校が発足した1948年には、普通教育と職業教育は明確に差別化されるに至ってしまう。また、こうした状況は戦後、今日もなおつづいている。田中萬年⁽⁷⁾は、学校教育と職業訓練の関連について、「職業能力開発促進法」の文言を取り上げながら、主に戦後の職業教育の問題点を指摘している。また、北川真也・佐藤史人⁽⁸⁾は、商業教育における「キャリア教育」、「職業教育」という概念を再検討し、2008年7月に閣議決定された教育振興基本計画では、普通科高校生を対象とする「キャリア教育」と専門高校生を対象とする「職業教育」とのあいだに差別化がみられることを指摘するとともに、そもそも普通教育と専門教育というタームそれぞれが「内容について問題を含んでいたにもかかわらず、そのことについては十分な議論がなされないまま両者を併せて行う新制高等学校の教育が始まった」と分析している。以下、そのような状況にいたった背景を分析していくことにしたい。

高橋保幸⁽⁹⁾は、宮城県の職業訓練の事例を取り上げつつ、それが「厚生労働省所管の職業訓練体系」であることを挙げ、その実態は、「広義には職業訓練であるものの、日本において文部科学省所管の学校教育体系とは、資格や制度面での乖離があるといっても差し支えない」ということを指摘している。つまり、「広義には同じ人材育成という体系に入るものの、学校教育はアカデミックな資格であり、職業訓練はアカデミックとは異なる各種の職業資格となっている」のである。また、こうした区分の背後には、企業が労働者を長期間雇用することが前提となる「終身雇用制度」の発想があったとして、そのような「日本型雇用制度」は近年の雇用環境ではかならずしも機能しなくなっていることから、「労働者の自由な職業転換と、誰もが学べる生涯学習を定着させること」を通じて、「日本の雇用制度の環境づくり」が必要であると提案されている。

また、小黒恵⁽¹⁰⁾は、「教育課程における普通

教育と職業教育、教育目的における一般陶冶と職業陶冶という要素」に着目し、「職業教育と職業陶冶、普通教育と一般陶冶」というわかりやすい対応関係がしだいに変容をはじめ、「職業教育と職業陶冶の対応関係が希薄化し、職業教育の教育目的が一般陶冶的になり、かつ普通教育の教育目的として職業陶冶的な方向性が台頭する」といった「教育課程と教育目的のねじれ」が生じていることを指摘している。さらに、そのねじれのなかで、「具体的な教育課程における相互接近ではなく、抽象的な教育目的に関する議論において、一般陶冶と職業陶冶の接近が起きてきたこと」や、その要因としての「分野別の実証的議論の欠如」を指摘している。そして、こうした議論を積み上げるかたちで対処していかなければ、「普通教育と職業教育の相互接近」をめぐる議論が「繰り返されつつも実現してこなかった歴史を繰り返すにすぎない」という問題提起がなされている。

以上より、日本国内における職業教育の問題点として、文部科学省所管の学校教育と厚生労働省所管の職業訓練体系が資格、制度面において乖離しており、その結果として、多くの国民にとって職業教育が普通教育と切り離されたものとして受け止められてしまっている現状が浮かび上がる。佐藤史人⁽¹¹⁾が指摘するように、「高校普通科においてもこうしたキャリア教育・職業教育の実施がいよいよ求められている」という認識は、教育者のあいだではしだいに共有されながらも、制度的には乖離してしまっているのが実情であり、生徒一人ひとりの人生選択をあらかじめ規定してしまっていると言わなくてはならない。また、佐藤が部分的に言及するように、「例えばフィンランドなどの北欧においては、職業高校と普通高校の施設・設備の共同利用が普及している」とされるが、日本での導入事例としては、愛知県の時習館高校や豊橋工業高校などの成功例があるものの、各高校の立地条件に左右されることになる。さらに、各国の社会制度や資格の比較検討という副次的な考察を抜きにしては、こうした取り組みだけを移植しようとしても失敗に終わってしまう可能性が高くなってしまふと予想される。こうしたことから、各国の職業教育に学ぶ上で、その背景となっている社会構想および制度設計のあり方を十分に吟味しなくてはならない。

4. 北欧・西欧における職業教育

つづいて、海外、とくに北欧・西欧における職業教育の実例について紹介するとともに、その特色を概観していくことにしたい。そこから明らかになる視点は、現在の先進国に共通する問題としての失業対策への取り組み方であり、また、福祉国家の正当性の再検討という課題である。

まず、北欧の事例としては、スウェーデン、フィンランドなどの職業教育制度に注目されている。石原俊時⁽¹²⁾は、スウェーデンの事例として、1918年に定まった職業教育システムの見直しから、35年の合理化調査委員会の選任をへて、「合理化と失業問題との関係の検討がその出発点となった」としている。そこでは、「何より技術革新とテイラーリズムの導入を中心とした生産組織改革を推し進め、それを通じて経済発展を促すことに目標が置かれ」ており、「職業教育の課題は、そうした技術革新や生産組織改革に適応した労働力を迅速かつフレキシブルに供給することに求められた」という。こうした文脈において、学校教育、社内教育のみならず、「失業者の再教育」にも再検討がなされるなど、「職業教育制度は、労使中央組織にとって安定的経済成長を実現しさらに推し進めるために戦略的に重要な領域であった」と総括されている。また、本所恵⁽¹³⁾が紹介しているように、2011年の高校改革において「徒弟制（徒弟制）」が正規の高校教育のなかで導入された。スウェーデンでは、「万人のための高校」として、7歳から9年間の基礎学校を終了したのち、ほとんどの生徒が高校に進学している。そのため、当該の高校改革の主要な目的は、「卒業後の進路、すなわち大学教育や職業の準備をより強く意識すること」にあった。職業教育に関しては、生徒が高校を卒業してすぐに専門的な仕事に就くことができる水準を確保するため、専門分野の教育時間が拡大された。また、高校中退率の減少、教育の質の保障、教育課程や方向づけの規定の明瞭化といった目的もあった。この徒弟制の導入は、すでにドイツやデンマークにおいてみられるもので、その若年層の失業対策としての効果からスウェーデン国内での正式な導入が試みられたのである。ただし、その実施生徒数は現状としては減少傾向にある。その理由として、本所は、「徒弟教育の実際の姿が正しく伝わっていないことや、実習企業との連携が十分に取れていない場合があるといったこと」を挙げ、具体的な現状分析として、「学校と職場との連携」は「職

業教育を担う教師にまかされていることが多かった」とされる一方で、「連携の状況や教育の質は、学校や学科によって大きく異なっていた」としている。以上のように、近年の試験的な取り組みとしてのスウェーデンの徒弟制の現状と課題からは、日本における少人数教育や職業教育に対する参照軸としての価値があるといえるかもしれないが、田中萬年⁽¹⁴⁾がすでに指摘しているように、日本国内における徒弟制度は、学業と労働が分離されているところに起因する忌避感によって「弊害排除」の対象となっていることに留意しなくてはならない。田中は、「わが国の学校の目的観が職業、労働をめざす世界の動向と異なる（引用者註——職業教育、徒弟制度などへの）軽視、忌避感を今日にも引き継いでいること」の改革のために、「わが国の近代化過程における「徒弟」観の問題を根源から問わねばならない」という洞察を示している。

また、上記のような徒弟制度の実態調査として、新井吾朗⁽¹⁵⁾は、フィンランドの事例を取り上げている。関係者への聞き取り調査をインターネットによる情報収集の結果として、新井は、「フィンランドの徒弟訓練は柔軟な職業教育制度に組み込まれて柔軟に実施されており、現実の職業に必要な能力を形成するのに妥当な制度である」と肯定的に評価している。その理由としては、1. 生涯にわたる学習機会を網羅する学習歴の積み上げが一貫した制度によって実施されていること、2. 学習者の職業能力形成に向けた教育機関・職場がそれぞれの特性にあった学習機会および学習計画・進捗管理の支援環境を提供していること、3. 職業教育機関・職場をつうじて、職業資格基準が学習計画、学習の進捗管理、学習成果の評価基準として浸透していること、4. 職業資格が現実の職業に求められる能力を示し、実際の仕事を遂行する能力をあらわしていること、の4点を挙げている。一方、調査の必要な事項としては、1. 徒弟制を行うオーガナイザーや職場指導員、能力評価者に必要とされる能力や資格基準を明らかにする必要があること、2. その評価の具体的な方法、3. 日本における制度設計の参考として、フィンランドの企業が徒弟訓練や職業資格制度を受け入れる動機について明らかにすること、の3点を挙げている。

また、嶋内健⁽¹⁶⁾は、1970年代以降の石油危機をきっかけとする脱工業化の気運をふまえて、

福祉国家における職業教育と訓練という観点からデンマークの事例を取り上げている。西欧諸国では、1970年代の経済危機によって失業問題が深刻化し、若者は就業後に仕事に就くことが難しくなる、といった状況があった。嶋内によれば、「EU（欧州同盟）は1990年代以降、職業教育・職業訓練のような積極的労働市場政策を、社会的排除に抗する社会政策と見なしてきた」という。また、脱工業化社会において伝統的な社会保障システムの課題に直面した福祉国家にとっては、新自由主義的な政治勢力からの批判もあり、政策を転換する必要に迫られる局面でもあった。こうした歴史的条件は、戦後、一億総中流と呼ばれ、最低賃金法、国民皆保険制度、国民年金法などの社会保障政策によって福祉国家資本主義としての経済システムを導入してきた日本にとっても参考となる視座が含まれているのではないか。今日、年金問題や介護問題に代表されるような日本の社会保障政策の崩壊は、上記のような欧州社会が経験した過程を周回遅れで再演しているようにも思われる。さらに、嶋内によれば、「労働市場プログラムへの参加」は「デンマークの全ての失業者の義務となっている」という。こうした措置は、（たとえば本人がジョブセンターの提供する就職機会を固辞する場合など）「労働市場プログラム以外の選択の自由をもたない」ことから、「現代福祉国家における道徳的市民」としての「規範」を「人々のうちに内面化する政治的装置」として機能している。つまり、本人は教育を受けたいと思っても、ジョブセンターが工場で働くことを勧めてきた場合等に、失業問題を解決するという目的によって市民の自由を制約するという側面がある、という諸刃の剣である。こうした問題は、たとえば日本においても、若年齢失業者の再就職支援におけるミスマッチ（中小企業が雇用の意思を示したとしても、失業者本人の意思にそぐわない、といった事例）として見られるものであり、社会保障における国家の統制、規範の内面化といった条件においては共通する問題を抱えているといえるだろう。

5. アジア諸国における職業教育

以上、北欧を中心として、欧州の事例を紹介してきた。一方で、アジア諸国における職業教育の実情についても知っておく必要があると思われる。なぜならば、近年の日本では経済的交流をつうじ

てアジア出身の実習生を呼び込んでいる傾向があるため、近隣諸国の職業教育のあり方を検討することは、そのまま日本国内における多様な市民の職業支援という問題と地続きになっているからである。以下、ここでは中国の事例を引きながら、各国の特色と日本の職業教育に応用すべき視点を概観することにした。

まず、朴雪梅、小笠原恭子、堀内達夫の報告⁽¹⁷⁾では、中国における1980年代以降の経済成長を背景とする「即戦力となる技術労働者」のニーズに触れられている。そうした状況下、中央政府による教育改革は、1996年5月15日の全国人民代表大会常務委員会第19回総会における「中華人民共和国職業教育法」の公布、翌96年9月1日の施行をきっかけとしている。この法律の第4条では、「職業教育を実施するために、国家教育方針を貫く必要があり、学生たちに対して、イデオロギーや政治教育、職業教育を実施する。また、専門的な知識・職業技能を育成して、総合的な教育の品質を高める」と定められている。技術労働者の育成にあたって、国家による統制が公然と行われることが明記されているところに、自由主義圏との違いを読み取ることができる。また、この報告のなかでは上海市科技管理学校、上海市障害者職業技能訓練センター、上海市中小企業技術人材紹介センターの事例が取り上げられ、「実技主導型」の職業教育モデル、学校と企業の協力、職業資格制度といった人材育成環境のほか、障害者の職業教育、学卒就職者を中心とする若者への就職支援、といった近年のさまざまな取り組みが紹介されている。とりわけ注目したいのは、いわゆる「改革開放」以来の「農村から都市への人口移動」にもとづく就業支援についてである。職業教育といった場合にしばしば工業的な労働力を連想してしまうことは、近代日本の抱えているひとつの問題点であるかもしれない。中国における事例が示しているように、農村→都市への流入は工業化社会における典型的な構図であり、現代の日本では、むしろ都市→農村という逆方向の流入の事例が増えることも予想される。本論においては指摘することとどめるものの、農業社会における若年労働者の減少や、それを補完する目的での外国人労働者の流入といった問題、農業高校における職業教育の改革についても、今後さらなる検討が必要となると思われる。

6. 日本の職業教育の今後のあり方

以上、本論では一例として、北欧・西欧とアジア諸国における職業教育の実例を参照軸としてきた。つづいては、これらのモデルケースをふまえた日本の職業教育の今後のあり方について考えてみたい。

なお、先にも指摘したように、日本における職業教育を考えていく上で、「普通教育」と「職業教育」があらかじめ差別化されてしまっている状況をふまえておかななくてはならない。こうした日本の教育制度の前提は、北欧諸国にみられる普通教育・職業教育の自然な共存といった実例を日本に移植する上での制約となりうるものであり、まずもって制度的な改革や教育者の資格の再定義といった手続きを経た上で、具体的な教育現場の改革を行わなくてはならないだろう。また、こうした「普通教育」と「職業教育」の差別化は、制度面のみならず、教育を受ける国民にも内面化され、その人生選択を規定してしまっていることが想定される。具体的にいえば、職業専門高校に進学する生徒はかならずしも職業教育を主体的に選ぶというわけではなく、しばしば大学に進学するための学力を持たないがゆえの不本意入学である、といった実例である。本来、職業教育が忌避される合理的な理由はまったくない。にもかかわらず、国民のあいだに普通教育を暗黙のうちに優位に置き、職業教育を下位に置く、といった認識バイアスが発生してしまっている。このことをふくめて、認識の転換を図っていく必要があると考えられる。

以上のような職業教育への見方を改めるために再検討すべき事項として、偏差値にもとづく学力偏重型の受験システムを挙げることができる。わかりやすい対比として、いわゆる発展途上国の子どもたちが勉強したいという気持ちを抱くこと背景には、職業教育や農業支援などの実用的なノウハウを学ぶことによって家族やコミュニティの役に立ちたい、という願望があると考えられる。それは、地に足の着いた動機であるといえるだろう。しかし一方、日本における高等教育は、偏差値にもとづく学力偏重型であるとされている。大学における専門的学問の準備段階としての基礎教育の必要性は決して否定できるものではないが、現状、大学を卒業した者たちの大半はかならずしも大学教員などのアカデミックな職業に就くわけではない。このような実情において、学力偏重型

の教育とそれに付随する職業教育の冷遇という二つの状況は、はたして適正な高等教育のあり方を示しているといえるのだろうか。また、大森不二雄⁽¹⁸⁾が指摘するように、「今や世界でものをいう学歴は大学院教育」であって、「先進諸国の中で日本の普及率の低さが目立つ大学院教育の状況等に関する国際比較データを見れば、その認識に何の根拠もない」という視点も重要である。日本が学歴社会という通説は、実際のところ、大学院教育に基づくアカデミックな研究基盤を形成するにも至っておらず、それと同時に職業教育としてのニーズを満たしていないという意味において、共同幻想でしかない。この点を適切に認識しないままに大学院改革や職業教育のあり方を考えることは、決して問題の解決に至らないどころか、近代以降の立身出世的なイデオロギーに基づく学歴社会を固定化することに終始してしまうと考えられる。

以上のように、各国の職業教育の実例を通じて浮かび上がってくるのは、日本における高等教育の抱えている構造的な問題であり、今後、高大連携などの具体的な制度改革をふくめた改善が必要であるといえるだろう。

7. まとめ

以上、本論では、日本における職業教育のあり方を模索するための視座として、海外のいくつかの実例を取り上げ、それぞれの特色を明らかにした。また、スウェーデン、フィンランドにおける徒弟制度の現状と日本での導入の可能性、さらに工業化社会への道を歩みつつある中国の事例から、脱工業化の局面に達しつつある日本の場合について検討した。さらに、現在の日本においては普通教育と職業教育が差別化され、職業教育が不当に貶められてしまっていること背景として、明治期以降、近代化を推し進めた日本において、いわゆる「立身出世」のイデオロギーによって職業教育が下位カテゴリーに位置づけられてしまったことを指摘するとともに、今日の学校教育および職業教育の改善においてもマイナスに作用していることを指摘した。

以上のような歴史的条件を明確にふまえた上で、各国の職業教育のさまざまな制度的取り組みを参考としながら、日本社会における有用な方策を模索し、また、導入の弊害となりうる固有の状況を

分析する視座が要請されると考えられる。そのためには、高校教育、職業教育だけに特化した見方ではなく、高大連携の可能性などをふくめて再考していく必要がある。職業教育のあり方は、アカデミズムの再編を含みながら、まさに主体的な人間の形成、人格的な成長という近代社会の課題を再検討することにつながるといえるだろう。

引用文献

- (1) 文部科学省(編)『文部科学時報 平成23年3月臨時増刊号 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(中央教育審議会答申)』(ぎょうせい, 2011年3月)
- (2) 「実践的な職業教育を行う新たな高等機関の在り方について 審議のまとめ」(実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議, 2015年3月27日)
- (3) 佐々木輝雄『佐々木輝雄職業教育論集第2巻 学校の職業教育—中等教育を中心に』(多摩出版, 1987年12月)
- (4) 小黒恵「日本の高校教育における垂直的・水平的多様化の展望—「普通教育と職業教育の相互接近」に着目して」, 『東京大学大学院教育学研究科紀要』第54巻(東京大学大学院教育学研究科, 2015年3月)
- (5) (2)と同じ。
- (6) 中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育, 大学教育, 大学入学者選抜の一体的改革について」(中央教育審議会, 2014年12月)
- (7) 田中萬年「学校教育と職業訓練との連携と離反—戦後における人間的発達支援策としての統合論の問題—」, 『技術教育学の探究』第11巻(名古屋大学大学院教育発達科学研究科, 2014年10月)
- (8) 北川真也・佐藤史人「商業教育における「キャリア教育」・「職業教育」に関する研究」, 『和歌山大学教育学部紀要 教育科学』第62巻(和歌山大学, 2012年2月)
- (9) 高橋保幸「日本の公共職業訓練の制度と課題—宮城県の職業訓練に焦点を当てて—」, 『技術教育学の探究』第11巻(名古屋大学大学院教育発達科学研究科, 2014年10月)
- (10) (4)と同じ。
- (11) 佐藤史人「高校普通科における職業教育・キャリア教育に関する現状と課題」, 『和歌山大学教育学部紀要 教育科学』第61巻(和歌山大学, 2011年2月)
- (12) 石原俊時「スウェーデン・モデルと職業教育」, 『技術教育学の探究』第12巻(名古屋大学大学院教育発達科学研究科, 2015年4月)
- (13) 本所恵「スウェーデンの高校における徒弟教育の導入」, 『技術教育学の探究』第12巻(名古屋大学大学院教育発達科学研究科, 2015年4月)
- (14) 田中萬年「わが国における「徒弟」制度化の課題—徒弟制度の設立・改廃と「工場法」徒弟制度との関係より」, 『技術教育学の探究』第12巻(名古屋大学大学院教育発達科学研究科, 2015年4月)
- (15) 新井吾朗「フィンランドにおける徒弟訓練—徒弟制度と職業資格の関係を中心に—」, 『技術教育学の探究』第12巻(名古屋大学大学院教育発達科学研究科, 2015年4月)
- (16) 嶋内健「社会的投資か社会的規律か:1990年代以降のデンマーク福祉国家における職業教育・訓練の強調」, 『技術教育学の探究』第12巻(名古屋大学大学院教育発達科学研究科, 2015年4月)
- (17) 朴雪梅, 小笠原恭子, 堀内達夫「海外レポート 上海市の職業教育事情」, 『都市文化研究』第16巻(大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センター, 2014年3月)
- (18) 西村和雄・大森不二雄・倉元直樹・木村拓也(編)『拡大する社会格差に挑む教育』(東信堂, 2010年10月)所収, 「6章 学歴社会の再構築と人材の流動化—再チャレンジ可能な知識社会への見取り図—」より

Abstract

The purpose of this paper is to redefine the vocational education in Japan based on the discussion in recent years. This paper follows the evolution of vocational education in Japan from the time of modernization and on. Furthermore, based on cases from Northern Europe, Western Europe, and Asian countries represented by China, the study identifies the importance of improving the distinction between “general education” and “vocational education” as they differ in contemporary Japan. In addition, a strategy for solving this problem addresses the necessity to build a system that enables students and their parents to select various career paths based not only on high school education but also on the cooperation between high schools and universities.

(受付日：2016年2月1日，受理日：2016年2月18日)

川合 宏之 (かわい ひろゆき)

現職：流通科学大学商学部講師

立命館大学経営学部経営学科卒業.

専門はキャリア教育，職業教育，高等学校教育，高大接続.

現在は「商業高校におけるキャリア教育・職業教育」，「大学初年次におけるキャリア教育」，「高大接続とキャリア教育」をテーマとして，特に商業教育，商業高校に焦点をあてた研究を行っている.